

秋田市告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和5年12月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 きょうせい い	きょうせい リハ	秋田市仁井田栄 町8番26号	令和5年12月14日	地域密着型 通所介護